

建設廃棄物の適正処理と 再資源化について

大阪府 環境農林水産部
循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

本日の内容

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等

- ・基本事項
- ・発注者、元請業者の責務
- ・PCB廃棄物(PCB特別措置法)
- ・石綿含有廃棄物等
- ・水銀使用製品産業廃棄物

2. 注意すべき事例等

- ・不適正事例の紹介
- ・建設廃棄物の定義

3. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)



1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)等

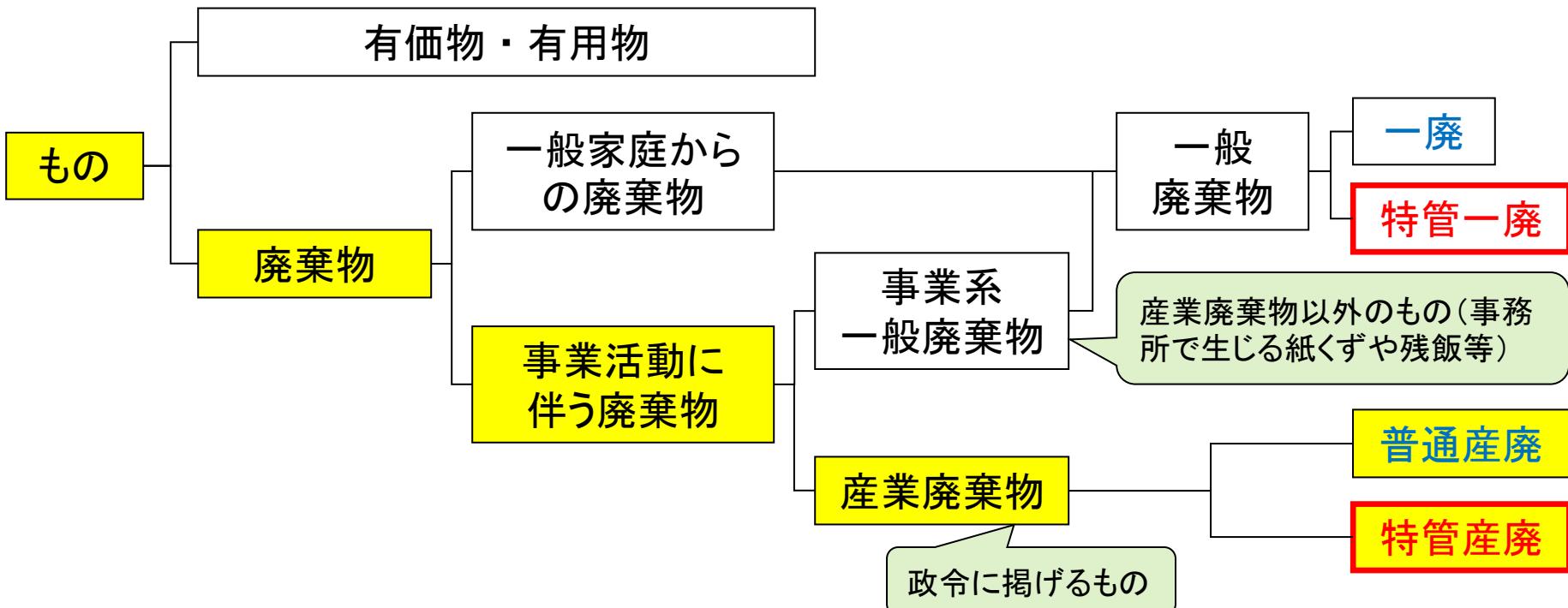
廃棄物の区分

[法第2条第1項]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) 第2条第1項

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、～略～ その他の汚物又は不要物であって、固形状 又は液状のもの。(放射性廃棄物を除く) **※浚渫土、建設発生土は同法の対象外**

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は**他人に有償で売却することができないために不要になった物**をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する。



産業廃棄物の種類

[法第2条第4項、施行令第2条]

種類	
1	燃え殻
2	汚泥
3	廃油
4	廃酸
5	廃アルカリ
6	廃プラスチック類
7	ゴムくず
8	金属くず
9	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず
10	鉱さい

種類	
11	がれき類
12	ばいじん
13	紙くず ★
14	木くず ★
15	繊維くず ★
16	動植物性残渣 ★
17	動物系固体不要物 ★
18	動物のふん尿 ★
19	動物の死体 ★
20	上記1～19に掲げる産業廃棄物を 処分するために処理したものであって、 これらの産業廃棄物に該当しないもの
21	輸入廃棄物

★印については業種の限定があり、その業種から排出された場合に産業廃棄物となります

★印のないものは、事業活動に伴い排出されたものは全て産業廃棄物となります

特別管理産業廃棄物の種類

[施行令第2条の4]

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状のもので政令で定めるもの。

廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(燃焼しやすいもの;おおむね引火点70°C未満)
廃酸	pH2.0以下のもの(著しい腐食性を有するもの)
廃アルカリ	pH12.5以上のもの(著しい腐食性を有するもの)
感染性産業廃棄物	医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物
特定有害産業廃棄物	PCB廃棄物 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
	指定下水道汚泥等 下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥及びそれを処理したもの
	廃水銀等 施設(※)において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 (※) 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設その他
	廃水銀等を処分するために処理したもの 廃水銀等を処分するために処理したものであって環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃石綿等 石綿建材除去事業に係るもの、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの及び輸入されたものであって飛散するおそれのあるもの ①石綿建材除去事業に係る吹き付け石綿 ②石綿建材除去事業に係る保温材、断熱材、耐火被覆材
	燃え殻、汚泥 廃酸、廃アルカリ 鉛さい、ばいじん 上記の物を処分するために処理したもの 有害物質の判定基準を超えるもの又は満足しないもの ※ 燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ等のダイオキシン類に係る判定基準は、含有試験で基準を超えるもの
	廃油 (廃溶剤に限る) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン

建設廃棄物の排出事業者①

＜排出事業者責任の基本事項＞

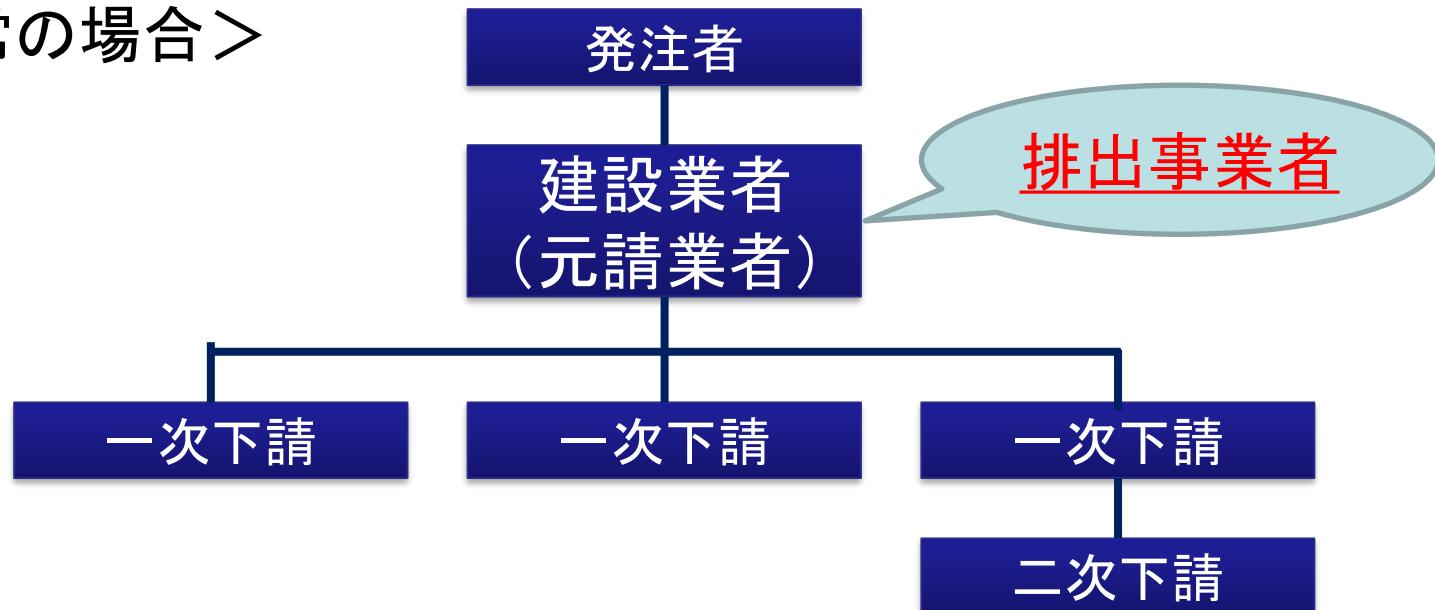
建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は
元請業者にある。

(法第21条の3第1項)

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律(略)の規定の適用については、当該建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者から直接建設工事を請け負った建設業(建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を営む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。

建設廃棄物の排出事業者②

<通常の場合>



- 解体工事等を元請業者から一括して請け負わされた場合は？
 - 解体工事等を工務店や不動産屋から紹介された場合は？
- ⇒ **適切に判断しなければ、廃棄物処理法違反につながることがあります。**

排出事業者の処理責任

[法第3条、法第11条、第12条]

○排出事業者は自らの責任において、適正に処理する義務がある。

①**自家処理**⋯⋯排出事業者が自ら産業廃棄物の運搬・処分を処理基準に基づき行うこと。



②**委託処理**⋯⋯排出事業者が産業廃棄物収集運搬業者・処分業者に委託する場合、委託基準に基づき委託



産業廃棄物の処理基準(自家処理の場合)

[法第12条第1項]

○保管の基準

- ・囲い ・掲示板 ・積み上げ高さ ・飛散防止等 ・1日の平均搬出量の7日分以内

○運搬の基準

- ・飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止等(梱包、容器に格納、シート掛け等)
- ・車への表示義務 ・書類の携帯義務

○処分の基準

- ・飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止等
- ・処理方法や産業廃棄物の種類により処理基準が定められている。

例: 石綿含有産業廃棄物・・・収集運搬のため必要な破碎切断以外、破碎切断の禁止

※排出場所以外の場所(収集・運搬過程)においては、積替えを行う場合を除いて、産業廃棄物を保管してはいけません。産業廃棄物を保管する場合は、さらに次の条件を満たす必要があります。

- あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること
- 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること

※詳しくはこちら⇒「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のしおり(産業廃棄物・排出事業者向け)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/jigyoshoshido/report/shiryo.html#shiori>

産業廃棄物の保管基準

廃棄物を保管する全ての者が対象であり、工事現場内も外も適用される。

[法第12条第2項]

【保管基準】

- 周囲に囲いが設けられていること
- 見やすい箇所に掲示板が設けられていること
- 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のための措置
- 害虫が発生しないようにすること
- 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物等については、他の産業廃棄物と混合しないよう区分して保管し、掲示板の廃棄物の種類の欄には石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物等が保管されてい
る旨を記載すること

産業廃棄物の保管基準(掲示板の表示例)

【掲示板の要件】

- ① 60cm×60cm以上であること
- ② 次の事項を表示していること

ア:産業廃棄物の保管場所である旨 イ:保管する産業廃棄物の種類
ウ:保管場所の管理者の氏名又は名称、連絡先(管理担当部署名、電話番号)
エ:最大積み上げ高さ(屋外において容器を用いずに保管する場合)

掲示板の例 (屋外で容器を用いずに保管する場合)

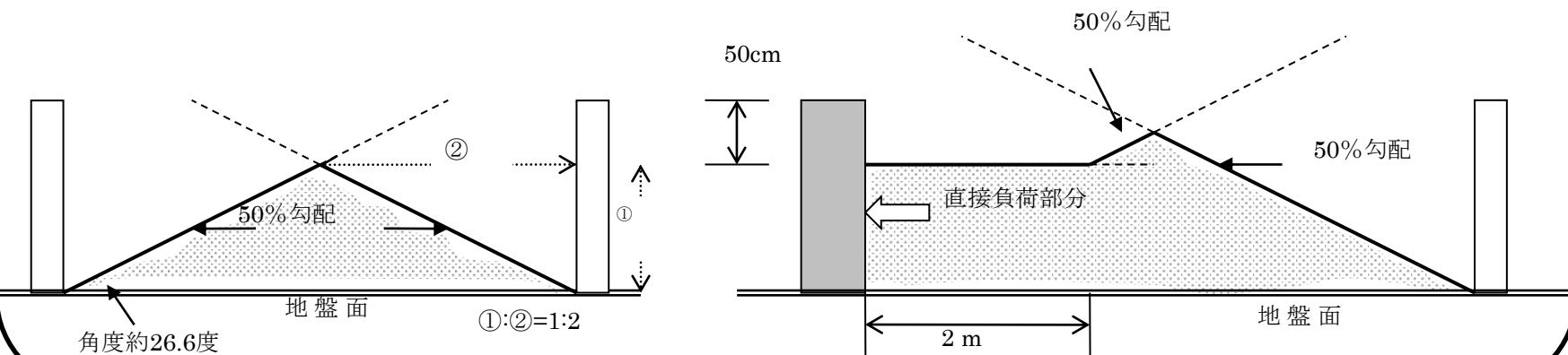
産業廃棄物 保管場所	
名称及び代表者氏名	株式会社〇〇工業代表取締役 大阪太郎
本社所在地	〇〇市△△区□□町1-2-3
責任者氏名	管理部 大阪 次郎
連絡先電話番号	TEL 06-××××-××××
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
最大保管高さ	1.8 m

60 cm 以上

60 cm 以上

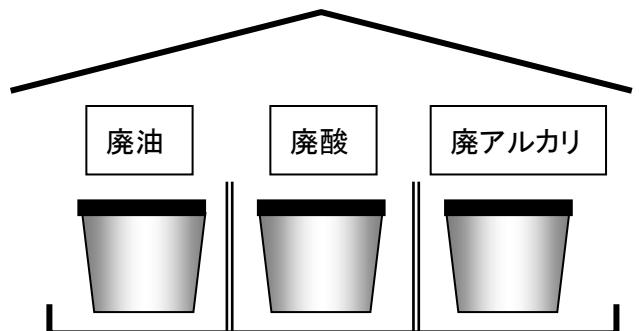
産業廃棄物の保管基準(保管の方法)

- 屋外において容器を用いずに保管する場合は、**最大積み上げ高さ**を超えないこと。



【特別管理産業廃棄物の保管】

それぞれの特別管理産業廃棄物の保管場所に仕切りを設けて、他の物が混入しないようにし、**容器に入れ密閉する等必要な措置を講ずる。**



産業廃棄物の自ら保管に係る届出

○建設工事で排出した産業廃棄物を工事現場外において一定規模以上の面積で自ら保管を行う場合、廃掃法に基づく届出が必要。(工場、事務所から排出したものは対象外)(法第12条第3・4項、第12条の2第3・4項)

○排出した産業廃棄物を事業場の外において一定規模以上の面積で自ら保管を行う場合、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の各条例に基づく届出が必要。(工場、事務所から排出したものも対象)

【法、条例の届出対象面積】

保管場所の面積等	法に基づく届出	条例に基づく届出
①保管の用に供される場所の面積が300m ² 以上※1	必要	必要
②保管を行う事業場の敷地等の面積※2が300m ² 以上※3であり、保管の用に供される場所の面積が300m ² 未満	不要	必要
保管を行う事業場の敷地等の面積が300m ² 未満※3	不要	不要

※1 法に基づく届出内容と条例に基づく届出内容が違うため、両方の届出を行う必要があります。

※2 産業廃棄物の保管を行う事業場の面積とは、廃棄物を保管している敷地にある事務所、駐車場など届出者に使用権限のある敷地を含む面積です。

※3 大阪市の場合、保管を行う事業場の面積が200m²以上が届出対象となります。

産業廃棄物管理責任者の設置

産業廃棄物管理責任者の設置に努めてください。

[大阪府循環型社会形成推進条例 第16条第1項]

建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業又は水道業を含む事業者であつて、産業廃棄物を生ずる事業場を設置するものは、当該事業場において産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理が行われるよう当該事業場に係る業務に従事する者を監督するための産業廃棄物管理責任者を置くよう努めなければならない。

産業廃棄物の処理基準(委託する場合) [法第12条第6項]

収集運搬、処分(中間処理、最終処分)を委託できるのは、

①廃棄物処理法に基づく許可を有する産業廃棄物収集・運搬業者、産業廃棄物処分業者(中間処理業者、最終処分業者)

・運搬は、「積む場所」と「降ろす場所」、「途中の積替え保管場所」の所管行政庁の許可が必要

②専ら物の再生処理業者

・専ら物:古紙、くず鉄(銅)、空き瓶類、古纖維

③広域認定業者

④再生利用認定業者

契約書……①～④全ての場合に必要

マニフェスト…①の場合は必要、②～④の場合は不要

委託契約について①

[法第12条第6項]

- 委託契約は、
「元請業者－収集運搬業者」、「元請業者－処分業者」
の間で**個別に**書面で直接締結すること
- 委託契約書には必要事項を記載すること(種類、数量等)
- 受託者の**許可証の写し**を添付すること
- 委託契約書は契約終了後**5年間保管**すること

委託契約について②

[施行令第6条の2第4号、施行規則第8条の4の2]

○契約書記載事項一覧

運搬、処分（中間処理、最終処分、再生を含む）共通の契約書記載事項	
①委託する産業廃棄物の『種類』、『数量』	
②委託契約の『有効期間』	
③委託者（排出者）が受託者（処理業者等）に『支払う料金』	
④受託者が産業廃棄物処理業許可業者である場合には、『事業の範囲』	
⑤委託者（排出者）の有する委託した産業廃棄物の適正処理に必要な情報 <ul style="list-style-type: none">・『性状』、『荷姿』に関する事項・『通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化』に関する事項・『他の廃棄物との混合等により生ずる支障』に関する事項・『JIS C0950号に規定する有害物質（鉛等6物質）の含有マークの表示』に関する事項・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係る記載（注）・その他『取り扱う際に注意すべき事項』	
⑥『委託契約期間中における上記の適正処理に必要な情報の変更時の情報伝達方法』に関する事項	
⑦『委託業務終了時の排出者への報告』に関する事項	
⑧『委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱い』に関する事項	
運搬に係る契約書記載事項	
⑨『運搬の最終目的地の所在地』	
⑩積替え又は保管を行う場合は、『積替え又は保管を行う場所の所在地』『保管できる産業廃棄物の種類』『積替えのための保管上限』	
⑪安定型産業廃棄物の積替保管を行う場合は、積替保管場所での『他の廃棄物と混合することの許否等』	
処分に係る契約書記載事項	
⑨『処分又は再生の場所の所在地』、『処分又は再生の方法』、『処分又は再生に係る施設の処理能力』	
⑩処分又は再生を委託する場合において、当該廃棄物が法第15条の4第1項の許可を受けて輸入されたものであるときは、その旨	
⑪中間処理を委託するときは『最終処分の場所の所在地』、『最終処分の方法』、『最終処分に係る施設の処理能力』	

産業廃棄物管理票(マニフェスト)について

○産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付義務(法第12条の3)

産業廃棄物の種類、運搬業者、運搬先、処理方法等ごとに、産業廃棄物の
引き渡しと同時に排出事業者(元請業者)が交付

○料金はマニフェストの返送確認後、収集運搬業者と処分業者のそれぞれに直接支払うこと。(大阪府建設指導要綱)

○元請業者がA票、B2票、D票、E票を5年間保存

○元請業者が講ずべき措置

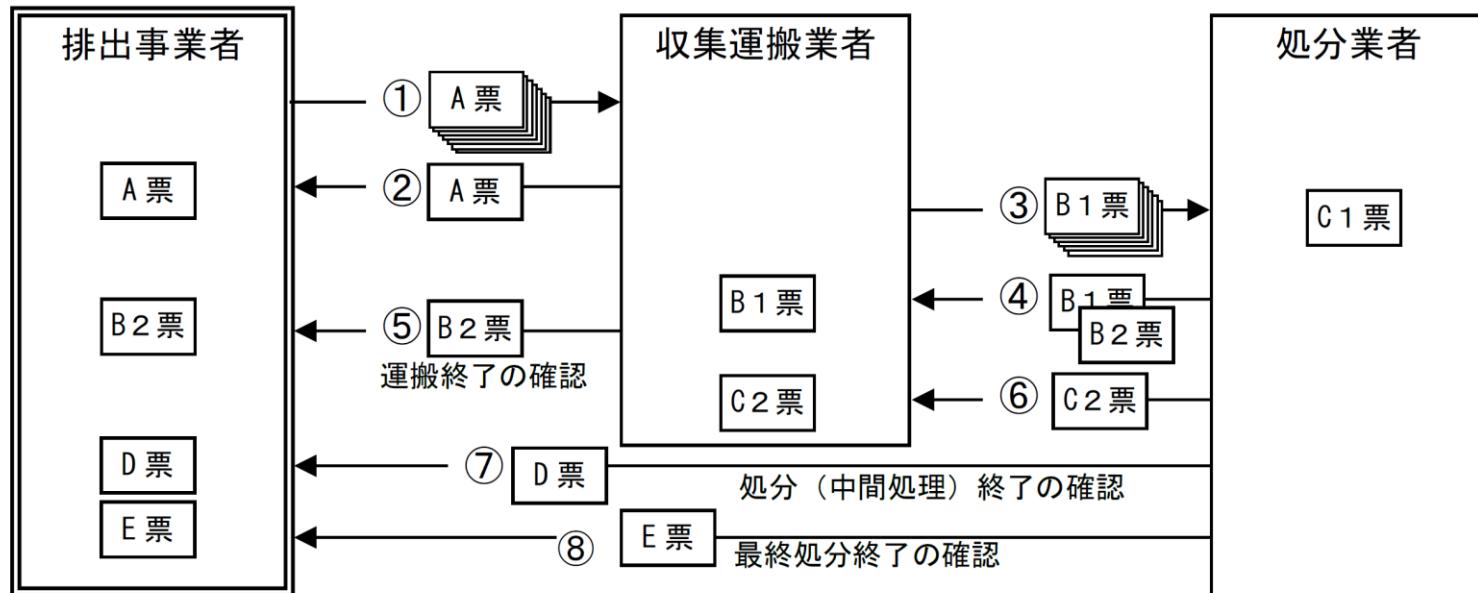
・交付後、一定期間内にマニフェストが返送されない場合

(B2票、D票:90日(特管は60日)、E票:180日)

・処理困難通知を受け、返送されていない場合

⇒①運搬・処分の状況把握、生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のための必要な措置、及び②30日以内に知事又は政令市長への
措置内容等の報告が必要

マニフェストの流れ(7枚綴の場合)



〈廃棄物引渡し時〉

- ①排出者は、マニフェストに必要事項の記載を自ら行い、記載事項を確認の上、廃棄物と共にマニフェストの全てを収集・運搬業者に渡す。
- ②排出者は、運搬業者の署名が入った【A票】を控えとして受け取り、保存

〈運搬終了後〉

- ③運搬業者は、処分業者に【B1・B2・C1・C2・D・E票】を回付
- ④処分業者は、署名後【B1・B2票】を運搬業者に返却
- ⑤運搬業者は、運搬終了後**10日以内**に【B2票】を排出者に送付

〈処分終了後〉

- ⑥処分業者は、処分終了後**10日以内**に【C2票】を運搬業者に送付
- ⑦処分業者は、処分終了後**10日以内**に【D票】を排出者に送付
- ⑧処分業者は、最終処分終了の確認後**10日以内**に【E票】を排出者に送付

産業廃棄物管理票交付等状況報告

[法第12条の3第7項]

○対象事業者

前年度に産業廃棄物処理業者に収集運搬又は処分を委託し、
マニフェストを交付した全ての事業者

※電子マニフェストを活用している場合、情報処理センターが報告を行うため、事業者自らが報告する必要はない。

○報告内容

前年度1年間のマニフェストの交付状況について、発生場所(工事現場)を統括管理する支店等ごとに、**毎年6月30日までに所管行政庁に報告**

※ マニフェスト交付等状況報告書の提出について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/jigyoshoshido/report/plan-delivery.html>

電子マニフェストについて

○マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センター((公財)日本産業廃棄物処理振興センター※)を介したネットワークでやり取りする仕組み。

※(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

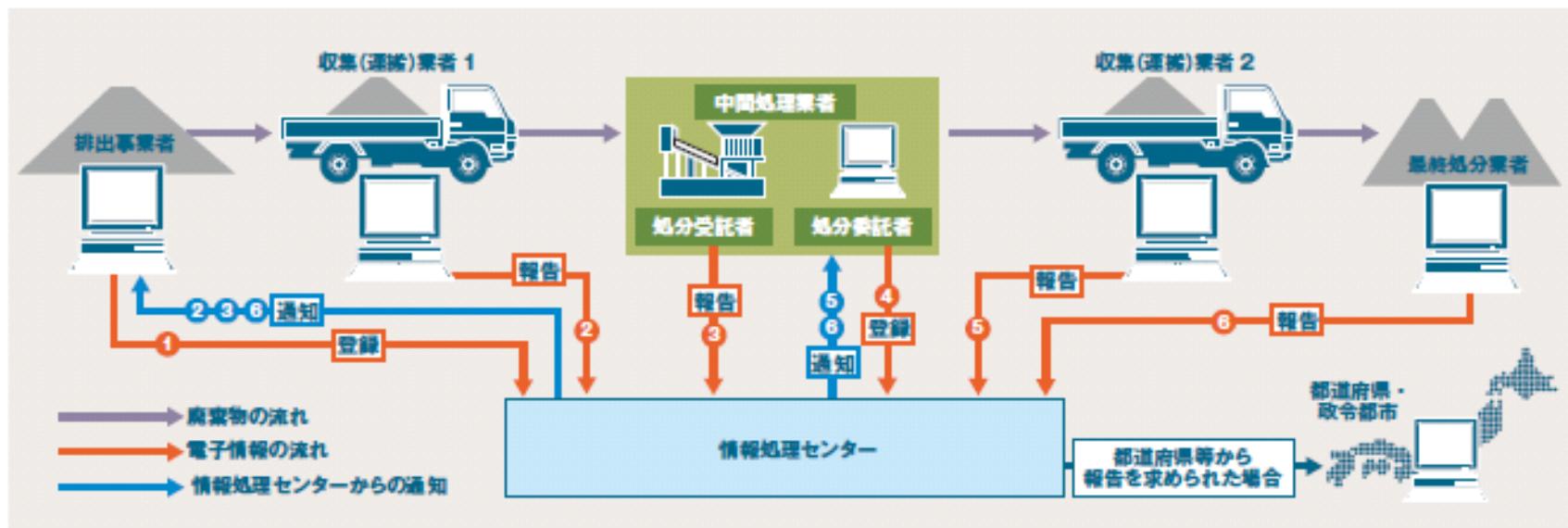
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

○電子マニフェストの操作方法(動画)はこちら

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/movie/index.html>



■ 電子マニフェストの流れ



出典:「産業廃棄物を排出する事業者の方に」((公財)産業廃棄物処理事業振興財団)

電子マニフェスト導入のメリット

電子マニフェストには、電子化の特性である「情報共有」と「情報伝達の効率化」により、情報管理の合理化が進み、以下のメリットがあります。

<導入のメリット>

- (1)事務処理の効率化(事務負担の軽減)
- (2)法令遵守(コンプライアンス)
- (3)データの透明性

(1) 事務処理の効率化（事務負担の軽減）

効率化のポイント

- ① 操作が簡単で手間がかからない
- ② マニフェストの保存が不要
- ③ 廃棄物の処理状況の確認が容易
- ④ 終了報告の返送の手間を省くことができる（処理業者）
- ⑤ 過去5年間の登録したマニフェスト情報を容易に照会
- ⑥ 照会したマニフェスト情報のダウンロード（集計・加工）が可能
- ⑦ 産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

(1) 事務処理の効率化（事務負担の軽減）

マニフェスト情報の照会一覧

マニフェスト情報の照会一覧										
No.	一括選択	登録の状態	確認期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	引渡し日	廃棄物の大分類名称	廃棄物の数量
1	<input type="checkbox"/>	登録		12552565506	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 t
2	<input type="checkbox"/>	登録		12552565517	●	●	●	2021/04/13	汚泥（泥状のもの）	22.000 t
3	<input type="checkbox"/>	登録		12552565539	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 kg
4	<input type="checkbox"/>	登録		12552565540	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	587.000 t
5	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565641				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 kg
6	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565797				2020/04/21	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	100.000 kg
7	<input type="checkbox"/>	登録		12552565922		●	●	2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 kg
8	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565933		●		2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 kg
9	<input type="checkbox"/>	登録		12552565955		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 kg
10	<input type="checkbox"/>	登録		12552565966		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 kg
11	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565988		●		2021/04/28	廃プラスチック類	20.000 kg
12	<input type="checkbox"/>	登録		12552567069				2021/01/12	汚泥（泥状のもの）	12.000m ³
13	<input type="checkbox"/>	登録		12552567081				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 kg
14	<input type="checkbox"/>	登録		12552567092				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 kg

戻る

受渡確認票印刷

一覧表印刷

マニフェスト情報照会結果項目 (402項目)

終了報告が返っている場合
は「●」で表示。

データをダウンロードし、集計・
帳票作成が可能。

(2) 法令遵守（コンプライアンス）

(2) 法令遵守(コンプライアンス)

- ①法で定める必須項目をシステムで管理しているため、法定項目の入力漏れがない
(入力漏れがあると登録・報告ができません)
- ②マニフェスト紛失の心配がない(保存義務を遵守)
- ③運搬終了、処分終了、最終処分終了に関する報告をマニフェスト情報の照会機能(一覧)や通知情報(電子メール)で確実に確認
- ④排出事業者の処理終了確認期限(※)が近付いた場合や、確認期限が切れた場合に、警告表示し、注意喚起

※ 処理終了報告の確認期限

- ・運搬終了・処分終了の確認期限をチェック(90日、特管60日以内)
- ・最終処分終了報告の確認期限のチェック (180日以内)

(3) データの透明性

(3) データの透明性

- ①排出、収集、処分の3者が常に最新のマニフェスト情報の閲覧・監視
 - ・3者で情報を閲覧するため、誤りを見つけやすい
 - ・修正・取消は関係者の承認が必要であり、1者が勝手にデータの修正や取消ができない。
- ②本社・支店(環境管理部門)において、全国各地の排出事業場(工事現場、工場等)のマニフェスト情報が閲覧可能
- ③マニフェスト情報は第3者である情報処理センターが管理・保存
 - ・マニフェスト情報を5年間保存
 - ・セキュリティも万全

府発注工事の電子マニフェスト使用義務化について

電子マニフェストの利用促進に向けた取組みとして、**令和5年4月1日 以降に契約を行う府が排出事業者となる産業廃棄物処理委託及び府発注 の工事について、『電子マニフェスト』の使用を義務化します。**

★府が排出する産業廃棄物に関する委託(収集運搬・処分)について、『電子マニフェスト』の使用を義務化します。

★すべての府発注工事における産業廃棄物の処理にあたり、
『電子マニフェスト』の使用を義務化します。

入札参加資格として、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営するJWNETへの加入が必要となります。

『電子マニフェスト』の使用が確認できなかった受注者へは…

●入札参加停止措置の適用

●工事成績評定の減点

【問合せ先】

◇入札契約手続きに関すること

総務部 契約局 総務委託物品課

企画・システムグループ TEL 06-6944-9905

多量排出事業者制度

[法第12条第9・10項、法第12条の2第10・11項]

○対象事業者

大阪府内10行政(大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)の各所管区域内事業場からの
産業廃棄物の前年度合計発生量が1,000t以上(特別管理産業廃棄物は50t以上)の者

事業場:建設業においては、「作業所(現場)」

発生量:各行政庁の所管区域内の支店等ごとに、当該支店等が統括するすべての作業所から発生する産業廃棄物の量を加算した量

○報告内容

各行政庁の所管区域内の作業所を総括的に管理している支店等ごとに、「**(特別管理)産業廃棄物処理計画書**」を作成し、6月30日までに所管行政庁に提出。

また、翌年度に「**(特別管理)産業廃棄物処理計画実施状況報告書**」を提出する必要がある。

※産業廃棄物の多量排出事業者制度に関する報告書の提出

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/jigyoshoshido/report/plan-report.html>

PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは

《性質》

- 水に極めて溶けにくい、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質
- 熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定している

《用途》

- 電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙など様々な用途で利用

《毒性》

- 昭和43年にカネミ油症事件が発生、毒性が社会問題化
- 発がん性、目や口の腔粘膜異常、ニキビ状の吹出物、皮膚の黒ずみ



現在は製造・輸入・使用原則禁止

《低濃度PCB廃棄物の処分期間》

- 令和9年3月末まで

PCB使用機器・PCB廃棄物のある場所

通電中の電気機器に
近づかないで！

- 使用中の電気機器は感電の恐れがあり、非常に危険です。
- 確認を行う場合は電気主任技術者等の専門の方にご相談ください。

トランスや
コンデンサーに
PCBは含まれて
いませんか？

トランス→

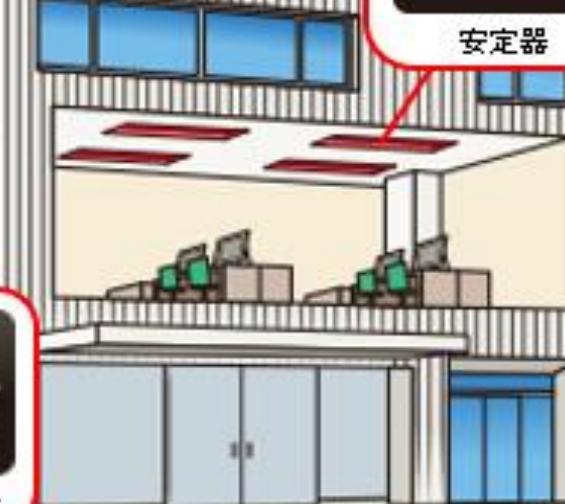


キュービクル
(高圧受電設備)



コンデンサー

建物



古い照明器具
はありません
か？

安定器



分電盤の低圧コンデンサー

倉庫

長年保管されたままの
電気機器はありませんか？

PCB廃棄物は所管行政への届出が必要です。

低圧コンデンサーは、分電盤、配電盤、制御盤や各種電気機器に付属・内蔵されている場合があります。



感電の恐れがあるため電気保安技術者に依頼

PCB廃棄物の具体例(製造年による目安)

《トランス》



昭和28年から
(1953年)

昭和47年まで
(1972年)

平成6年から
→ (1994年)

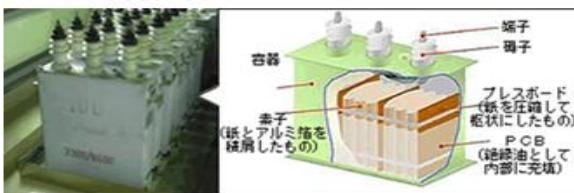
高濃度PCB

低濃度PCB

非PCB※

※絶縁油の入替等が行われていない場合に限る

《コンデンサ》



昭和28年から
(1953年)

昭和47年まで
(1972年)

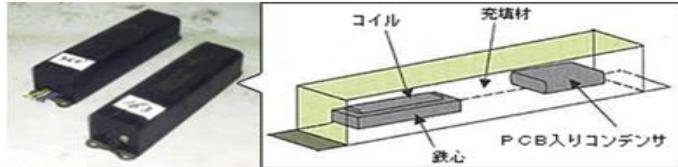
平成3年から
→ (1991年)

高濃度PCB

低濃度PCB

非PCB

《安定器》



昭和32年1月から 昭和47年8月まで
(1957年) (1972年)

高濃度PCB

非PCB

※1:ニチコン製のコンデンサーについては、平成16(2004)年3月以前のものは、PCB汚染の可能性があるとされています。

※2:富士電機製の一部の機器については、平成6(1994)年までに生産された機器にPCB汚染の可能性が残るとされています。

※3:東芝製の高圧進相コンデンサー(OEM製品)では1990年以降のものについて微量PCB混入の可能性が完全否定できない。

※4:安定器について、次のメーカーから微量PCB汚染の可能性が公表されています。

(東芝ライテック(株)、日立グローバルライフソリューションズ(株))

処理方法は環境省にて検討中のため、処理方法が確定するまで、適正保管をお願いします。

PCB廃棄物の譲り渡しの禁止(PCB特措法)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 第17条

何人も、環境省令で定める場合のほか、**PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けではならない。**

⇒ 譲り渡し及び譲り受けは、原則、禁止されています



撤去工事の際、（建設廃棄物として）

PCB廃棄物の処分を元請業者で行うことはできません



◎解体工事に係るPCB廃棄物の取り扱いについて（詳細）
【解体工事を行う際の注意点について】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/kankyohozen/kaitai-chek/index.html>

アスベスト廃棄物について

◎廃石綿（特別管理産業廃棄物）

石綿建材除去事業に伴って生ずる吹き付け・保温材等
→レベル1、レベル2（飛散性）

レベル1：石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿

レベル2：石綿建材除去事業において除去された石綿を含むもので次に掲げるもの

(1)石綿保温材

(2)けいそう土保温材

(3)パーライト保温材

(4)(1)～(3)と同等以上に石綿の飛散のある保温材、断熱材、耐火被覆材

◎石綿含有産業廃棄物（産業廃棄物）

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその質量の0.1%を超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物の廃石綿等を除く）

→ レベル3（非飛散性）

・石綿を含むPタイル（廃プラスチック類）

・石綿を含む石膏ボード（ガラスくず）

・石綿スレート板（がれき類） 等

石綿含有産業廃棄物

[施行規則第7条の2の3]

- 「石綿含有産業廃棄物」は法令上の種類ではなく、「廃プラスチック類」や「がれき」などに石綿が含有している場合を示すもの。

〔 例: 石綿を含むPタイル …… 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)
石綿を含むスレート板 …… がれき類(石綿含有産業廃棄物) 〕

- 処理方法 ⇒ 溶融処理、無害化処理、埋立処分
破碎・切断等の処理は禁止

- 処理委託する際は、
 - ・委託契約書やマニフェストに石綿含有産業廃棄物である旨記載する。
 - ・許可証に石綿含有産業廃棄物を含まない旨の記載のある業者に委託はできない。

石綿含有廃棄物となる建材の種類の整理と取扱いに関する留意事項

石綿含有建材の種類	留意事項
石綿含有成形板等	廃棄物となったものは、法に定める基準等に基づき適正に処理すること。
	石綿含有けい酸カルシウム板 第1種
	石綿含有下地調整塗材
石綿含有仕上塗材	石綿含有成形板等に該当するが、廃棄物となったものは比較的飛散性が高いおそれのあるものとして取扱いに留意すること。
除去され、用具又は器具等に付着した 石綿含有建材	石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有成形板が廃棄物となったものより比較的飛散性が高いおそれのあるものとして取扱いに留意すること。
	石綿含有廃棄物の中でも比較的飛散性が高いと考えられることに留意すること。

適正処理について①・②

●廃石綿等(特別管理産業廃棄物)

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置。
自ら処理する場合、帳簿を備え付ける

●石綿含有産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を除く)

産業廃棄物管理責任者を置くよう努める

①
管
理
体
制

②
建
設
工
事
現
場
に
お
け
る
保
管

■保管基準

- ・周囲に囲いを設ける
- ・見やすい箇所に掲示板を設ける

(廃石綿等の保管場所である旨、責任者の氏名等を表示)

- ・囲いの下端から勾配50%以下の高さにする
- ・他の物が混入しないよう仕切りを設ける

■飛散防止措置

・湿潤化させる等の措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包する等の飛散防止の措置を講じる

■保管基準

- ・周囲に囲いを設ける
- ・見やすい箇所に掲示板を設ける

(廃棄物の保管場所である旨、責任者の氏名等を表示)

- ・囲いの下端から勾配50%以下の高さにする
- ・他の物が混入しないよう仕切りを設ける

■飛散防止措置

・荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねるとともに、シート掛け、袋詰めする。

・石綿含有仕上塗材は、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する。

※こん包の前に固型化、安定化等の措置が望ましい

■容器等への表示

- ・容器に石綿含有産業廃棄物であること
- ・取扱い上の注意事項

※表示は義務ではなく、望ましい

■容器等への表示

- ・個々の容器に廃石綿等であること
- ・取扱い上の注意事項

適正処理について③

●廃石綿等(特別管理産業廃棄物)

■処理基準(収集・運搬)

- ・飛散、流出させない

- ・混合するおそれのないように、他の物と区分
- ・原則、積替えを行わず、処分施設に直送する
- ・運搬車に廃棄物収集運搬車両である旨の表示
- ・マニフェスト等の書面を備え付け
- ・廃石綿等である旨、取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書の携帯又は収納した運搬容器に表示

- ・委託する場合、廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託
- ・処理を委託しようとする者に対し、事前に文書で通知(特別管理産業廃棄物の種類(廃石綿等)、数量、性状、荷姿)

(3) 収集・運搬

●石綿含有産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を除く)

■処理基準(収集・運搬)

- ・飛散、流出させない

廃棄物を変形又は破断しないよう原形のまま整然と積み込み、又は荷下ろしを行う

シート掛け、フレコンに詰める

石綿含有仕上塗材は二重こん包のまま運搬

けい酸カルシウム板第1種(切断・破碎されたもの)

等は、フレコンや十分な強度を有するプラスチック袋等にこん包して廃棄物の露出がないようにする

- ・混合するおそれのないように、他の物と区分

・積替えは一定の条件下で可能

・運搬車に廃棄物収集運搬車両である旨の表示

・マニフェスト等の書面を備え付け

・収集・運搬を委託する場合、廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物収集運搬業者に委託する

適正処理について④

●廃石綿等(特別管理産業廃棄物)

■処理基準(処分)

- ・処分を委託する場合、廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物処分業者(埋立処分又は溶融処理)、
又は国の認定を受けた無害化処理施設に委託する。
- ・委託する場合、処理を委託しようとする者に対し、事前に文書で通知
(特別管理産業廃棄物の種類(廃石綿等)、数量、性状、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項)
- ・マニフェストの交付、確認、保存を行う(保存期間は5年)。

●石綿含有産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を除く)

■処理基準(処分)

- ・処分を委託する場合、廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物処分業者(埋立処分又は溶融処理)
又は国の認定を受けた無害化処理施設に委託する(破碎のみの処理を委託することはできない)。

・原則、破碎又は切断は禁止



- ・マニフェストの交付、確認、保存を行う(保存期間は5年)。
(委託契約書及びマニフェストには、石綿含有産業廃棄物を含む旨を記載)

※2. 石綿(アスベスト)含有廃棄物等に関すること)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaiki/kenpai/index.html>

地震災害時に発生する廃石綿等の適正処理について

- 地震災害時においては、建物等の倒壊に伴い多くの建物等が解体される。
- 被災地域の生活環境への石綿の飛散を防止するためには、地震災害時においても平常時と同様に、石綿飛散防止対策を徹底する必要がある。



地震災害時に発生する廃石綿等が適正処理が図られるようご協力をお願いします。

●災害発生時の応急措置への協力

必要に応じて、建築物の持主等による廃石綿等の飛散・ばく露防止の応急処置の実施（**飛散防止、湿潤化、立入禁止等**）にご協力を。

●石綿を含む廃棄物は区分して適正に保管

石綿を含む廃棄物と含まない廃棄物

} 区分して適切に保管。

廃石綿等と石綿含有廃棄物

●廃石綿等、石綿含有廃棄物は平常時と同様、適正に処理

地震災害時においても処理基準に従い、原則として平常時と同様に適正に運搬・処分。

水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯等)に対する規制

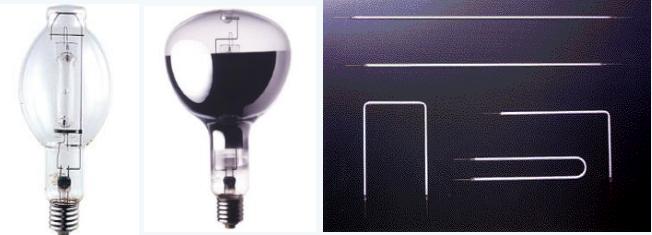
【概要】

平成29年10月1日より施行

項目	必要な措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none">・「水銀使用製品産業廃棄物」を含む収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託・水銀回収が義務づけられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託
保管	<ul style="list-style-type: none">・他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置・掲示板の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」と表示
収集・運搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量

主な水銀使用製品

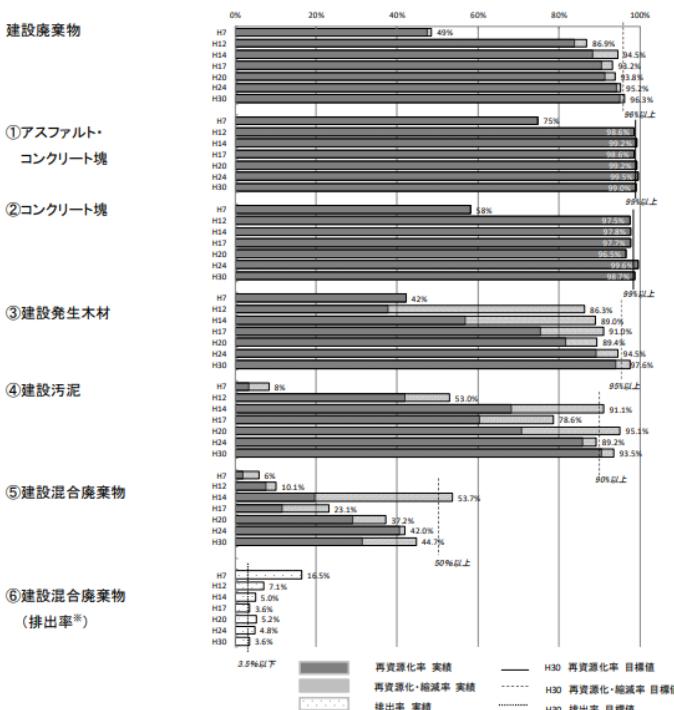
対象となる主な水銀使用製品例と判別方法

製品		判別方法
一次電池	<ul style="list-style-type: none">• 水銀電池• 空気亜鉛電池	<ul style="list-style-type: none">• 品番(水銀電池)• 品番、国内メーカー(空気亜鉛電池)
ランプ類	<ul style="list-style-type: none">• 蛍光ランプ• HIDランプ• 放電ランプ 	<p>品番、用途、形状など</p> <p>*水銀を含まないランプもある。日本照明工業会のサイトに情報あり</p>

※写真は、環境省「主な水銀使用製品リスト」より引用

建設混合廃棄物の発生抑制に向けて

- 高度経済成長期の建築物が更新時期を迎え、今後解体廃棄物が増加。
- 建設混合廃棄物は平成24年度に比べ平成30年度は排出率が減少。(図1)
大阪府についても建設混合廃棄物は平成24年度に比べ平成30年度は排出率が減少。
(表1)
- 再生利用率はアスファルト・コンクリート塊で約99%、建設汚泥で約93.5%と再生利用は進んでいる。一方、建設混合廃棄物の再生利用率は44.7%と低い。(表1)



	(単位:%)						
	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	近畿地方
アスファルト・コンクリート塊	99.2 (99.7)	97.7 (97.5)	98.9 (99.9)	99.0 (99.7)	99.4 (99.5)	99.2 (100.0)	99.4 (100.0)
コンクリート塊	99.3 (99.4)	97.2 (99.9)	97.3 (99.9)	98.9 (99.1)	99.4 (100.0)	98.2 (99.6)	98.7 (99.6)
建設発生木材 (縮減含む)	89.8 (97.7)	98.9 (96.3)	98.9 (97.4)	97.6 (95.1)	94.8 (90.5)	97.3 (91.4)	99.6 (97.3)
建設汚泥 (縮減含む)	97.1 (83.4)	97.9 (83.9)	93.8 (95.7)	92.7 (90.1)	91.1 (88.0)	83.9 (88.7)	97.6 (83.4)
建設混合廃棄物 (縮減含む)	27.2 (13.6)	35.8 (64.1)	53.8 (80.7)	44.6 (34.7)	51.6 (41.8)	29.6 (45.0)	34.1 (21.7)
建設混合廃棄物 排出率	2.1 (3.7)	4.0 (3.1)	2.3 (6.5)	3.9 (5.2)	4.7 (3.9)	4.1 (4.6)	3.2 (7.0)
建設廃棄物全体	96.4 (95.5)	94.8 (97.0)	97.0 (98.0)	96.0 (94.5)	96.6 (95.1)	94.6 (96.0)	97.0 (92.9)
建設発生土有効利用率	87.9 (79.8)	77.0 (79.2)	74.1 (82.4)	77.9 (78.9)	76.9 (77.9)	68.8 (71.2)	80.9 (76.9)

注1：1段目は、平成30年度の値

2段目()は、平成24年度の値

注2：建設発生木材については、伐木料、除根材等を含む数値である。

【各建設副産物の再資源化等状況の算出方法】

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊：
再資源化率=(再使用量+再生利用量)/排出量
 - ・建設発生木材(縮減含む)：
再資源化・縮減率=(再使用量+再生利用量+熱回収量+縮減量(焼却による減量化量))/排出量
 - ・建設汚泥(縮減含む)：
再資源化・縮減率=(再使用量+再生利用量+縮減量(脱水等による減量化量))/排出量
 - ・建設混合廃棄物：
建設発生土有効利用率：
- 建設発生土有効利用率= (現場内利用量+工事間利用等+適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量)/建設発生土発生量

表1 府県別の建設副産物再資源化等状況

平成30年度建設副産物実態調査(近畿地方版),
国土交通省近畿地方整備局

分別するためのポイント

ポイント1

分別容器は最適なサイズを！

廃棄物の種類毎の量や保管スペースを踏まえて、最適なサイズの分別容器を選択する。



保管スペースが小さい工事では、移動が容易なキャスター付き小型容器が有効。

ポイント2

分別表示をわかりやすく！

- ・作業員が分別した廃棄物を入れ間違わないよう、分別容器に種類や材料名等をわかりやすく表示する。
- ・実物の写真を使うことも有効。

ポイント3

作業毎に片付ける！

- ・作業内容によって、発生する廃棄物が変わる。一つの作業が終わるたびに、廃棄物を分別容器に入れて現場を片付ける。
- ※現場の清潔保全は、安全性の向上にもつながる。

分別をするメリット！！

処分料金が安くなる！

混合廃棄物で処理委託するより、木くず・金属くず・廃プラスチック等に分別することで、処分料金は一般的に安くなる。

環境配慮企業を
PRできる！

循環型社会の構築に向けた取組を積極的に進める企業であるとのPRとなる。

(参考)使用済太陽光パネルの再資源化・適正処理をお願いします

- 使用済太陽光パネル（太陽電池モジュール）は、一般的には、産業廃棄物の品目である「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」の混合物として取り扱われるため、それらの許可品目を持つ収集運搬業者や処分業者に委託してください。
- 委託契約書及びマニフェスト（産業廃棄物管理票）において、廃棄物の名称または備考欄に使用済太陽光パネルであることを明記してください。
- 鉛等の有害物質を含むことがあるため、不適切な処理が行われないよう、廃棄物データシート（WDS）を用いて情報提供を行ってください。

以下の情報もご覧ください。

○環境省「太陽光発電設備を廃棄処理する際の留意点について」

<https://www.env.go.jp/content/900535847.pdf>

○環境省「太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン」

<https://www.env.go.jp/content/900517758.pdf>

○環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」

<https://www.env.go.jp/content/000245687.pdf>

○大阪府「使用済太陽光パネルのリサイクル事業者情報」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaiki/osaka-pv-recyclejoho/index.html>

2. 注意すべき事例等

【不適正事例】

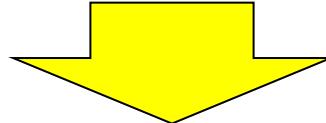
- ・ 廃石綿等の不適正処理について
- ・ 建設廃棄物の元請責任に関する不適正処理について

【建設廃棄物の定義】

- ・ 産業廃棄物と土砂の取扱いについて
- ・ がれき類の適正処理について
- ・ 建設汚泥の適正処理について
- ・ 地下工作物の取扱いについて
- ・ 解体時における残置物の取扱いについて

廃石綿等の不適正処理について

石綿除去作業(レベル1相当の除去工事)で生じた廃石綿をがれき類(石綿含有産業廃棄物)として元請業者が処理業者に処理を委託した。



- 廃石綿は特別管理産業廃棄物であり、がれき類(石綿含有産業廃棄物)として処理できない。
- 処理を委託する場合、廃石綿の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬業者、処分業者に委託。

主な法令における石綿含有建材の名称

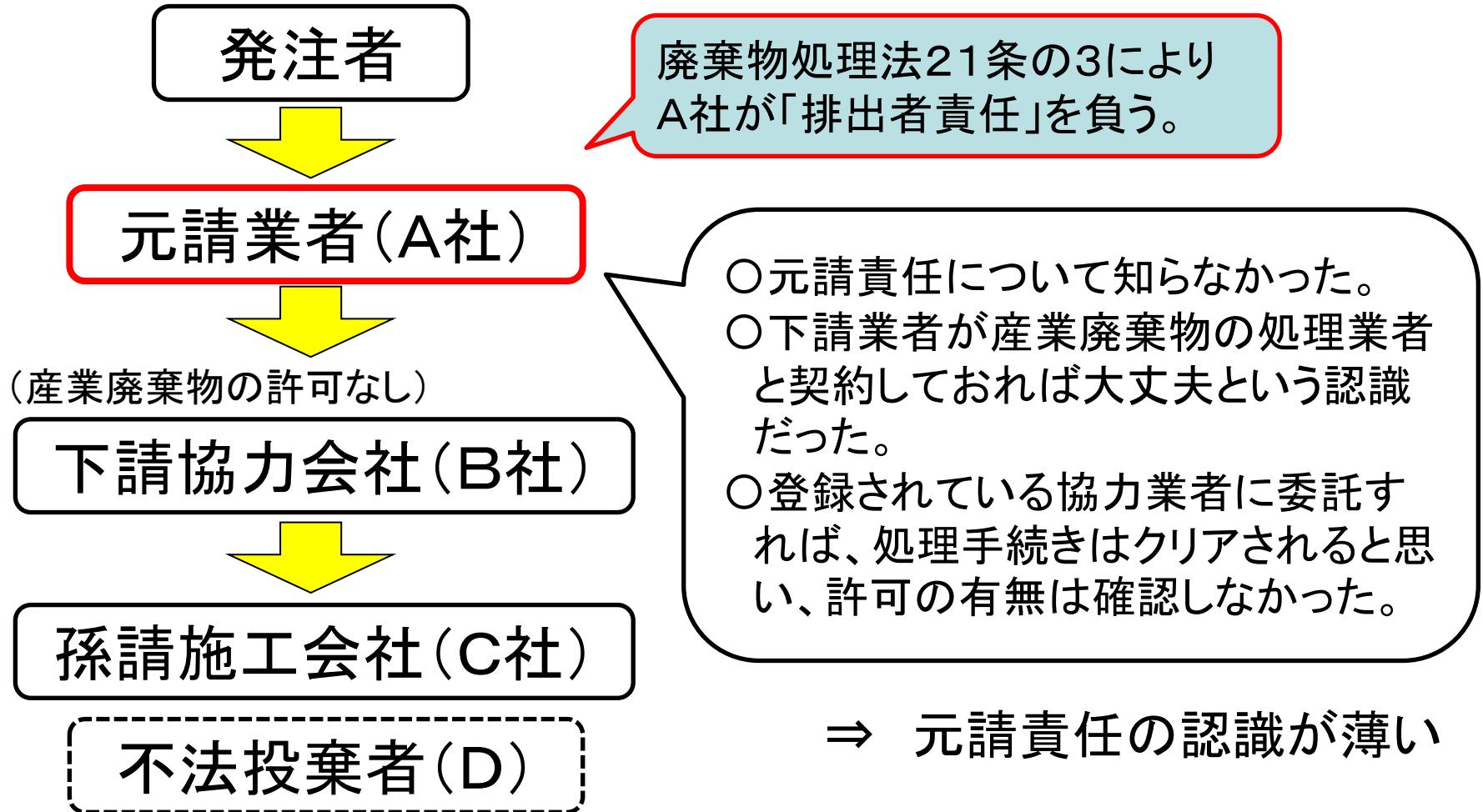
(参考)国土交通省
「アスベスト対策Q&A」

法令	建材の種類		
	石綿含有吹付け材 (レベル1相当) ^(※)	石綿含有耐火被覆材 石綿含有保温材 石綿含有断熱材 (レベル2相当) ^(※)	その他の 石綿含有建材 (レベル3相当) ^(※)
建築基準法 (国土交通省)	吹付け石綿 石綿含有吹付けロック ウール	対象外	対象外 <div style="background-color: yellow; padding: 5px;">ひる石とパ ーライトはレベ ル1のまま</div>
大気汚染防止法 (環境省)	特定建築材料 (吹付け石綿)	特定建築材料 (石綿含有断熱材等)	石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材
大阪府生活環境の 保全等に関する条例	石綿含有建築材料 (吹付け石綿)	石綿含有建築材料	石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材
労働安全衛生法 石綿障害予防規則 (厚生労働省)	建築物等に吹き付けら れた石綿等	石綿等が使用されている 保温材、耐火被覆材等	石綿等 <div style="background-color: yellow; padding: 5px;">ビニル床タイ ル等その他石 綿含有材料も</div>
廃棄物処理法	廃石綿等 (特別管理産業廃棄物)	廃石綿等 (特別管理産業廃棄物)	石綿含有産業廃棄物

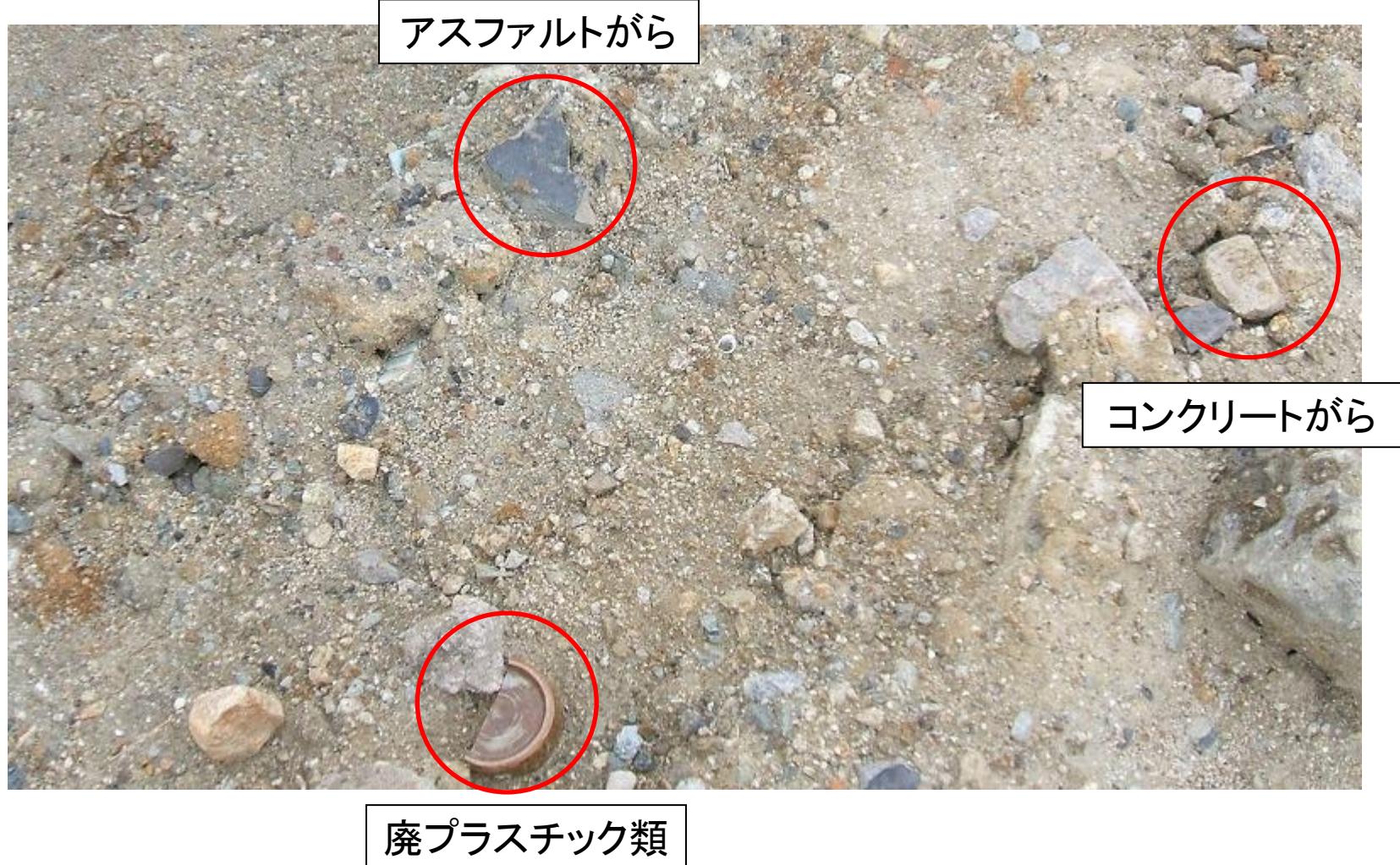
(※)「建築物の解体等工事におけるアスベスト粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害協会)で
作業レベルをレベル1~3に分類し、便宜的に主な建材の区分としても使用。なお、一般的な呼称である。 48

建設廃棄物の元請責任に関する不適正処理について

【不適正事案の概要】



産業廃棄物と土砂の取扱いについて



産業廃棄物と土砂の扱いについて

盛土や埋め戻しに利用／残土処分場で埋立処理

がれき類(コンクリートがら、
アスファルトがら)等の産業廃棄物

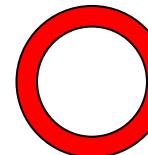


廃棄物として許可
業者へ処理委託

産業廃棄物
と土砂の混合物



土 砂



土砂は廃棄物でないため、
廃棄物処理法では対象外

廃棄物と土砂が混合して分別できないものは、
単なる土砂として扱ってはいけない
(前スライドに拡大写真あり)



がれき類の適正処理について

工事現場にて発生したコンクリート等のがれき類を自ら破碎し、現場内で再利用したい。



○がれき類を自ら利用する際には、以下に留意し、不適正な処分行為を行わないこと。

- ・廃棄物による土地造成や埋め戻しは禁止。
- ・がれき類を自ら利用する場合、販売できる品質まで加工すること。
- ・利用箇所は下記に限定される。

①工作物本体への利用(例:道路路盤、建築物の基礎等)

②工作物と一体的な箇所への利用(例:構造物の裏込め等)

※販売されている資材と同等品質まで加工した場合には、敷き均し等に利用することは可能であるが、必然性のない埋設や敷き均し等は不適正な処分とみなされる。

(参考)

「大阪府がれき類の自ら利用に関する指導指針」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaiki/sanpai/gareki.html>

建設汚泥の適正処理について

工事現場において、杭工事に伴い発生した建設汚泥（産業廃棄物）を現地にて天日乾燥や薬剤添加を行ったうえで、土砂として処分することは問題ないか。



- 汚泥か土砂かのいずれに該当するかは、発生時点の性状で判断。
- 発生時点で泥状を呈していれば、産業廃棄物の汚泥となる。
- 現場で脱水、乾燥、薬剤添加等の処理を施し、泥状を呈さなくなっても、依然として産業廃棄物の汚泥として取り扱う必要があるため、土砂として処分することは廃棄物処理法に違反する行為となる。

（参考）

「建設廃棄物処理指針」（環境省）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k035.pdf>

「掘削工事に伴う汚泥と土砂の判断区分について」

（大阪府・大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市）

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/599/0620handankubun_20204.pdf

地下工作物の取扱いについて

解体工事において、既存杭を存置することは問題ないか。



以下の全ての条件を満たすとともに、

- ① 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。
- ② 対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。
- ③ 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。
- ④ 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

以下ガイドラインの「3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。なお、存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。また、戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。

「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」(2020年2月、(一社)日本建設業連合会)
https://www.nikkenren.com/kenchiku/pdf/underground_guidline.pdf

解体時における残置物の取扱いについて

建築物の解体時、建物内に残置している家具や備品等を解体工事にて発生する産業廃棄物とあわせ、産業廃棄物として処分することは問題ないか。



○建築物の解体時、当該建築物の所有者等が残置した廃棄物は解体に伴い生じた廃棄物と異なり、その処理責任は所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。

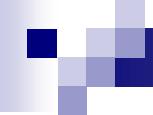
○残存物は排出状況及び性状により、一般廃棄物又は産業廃棄物となる。

※一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。

(参考)

建築物の解体時等における残置物の取扱いについて(通知)(環境省)

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k072.pdf>



3. フロン類の使用の合理化及び管理の 適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)

フロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律<フロン排出抑制法>

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器からの フロン回収

- 機器の所有者が各都道府県で登録済の
第一種フロン類充填回収業者に依頼

- 何人も業務用冷凍空調機器中の冷媒フロン類を
みだりに放出することは禁止されています。
違反すると… 1年以下の懲役または50万円以下の罰金



<フロン排出抑制法>解体工事における元請業者の義務

○解体する建物において、
フロン類を使用している業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面(事前確認書)で工事発注者(施主)に交付して説明。
その書面の写しを3年間保存。

○(工事発注者から充填回収業者へのフロンの引渡しを受託した場合)
工事発注者から委託確認書をもらい、フロン回収を充填回収業者に依頼。

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引き渡す際に引取証明書の写しを交付。

※解体工事には、改修や小規模工事も含む。
(機器の冷媒配管をはずす等、機器からフロン放出の恐れがある場合は対象)

建設リサイクル法の届出対象の
解体工事とは異なることに注意

機器の廃棄者(施主)、建設業者(元請業者)の役割の詳細は、
別紙「建物解体時の規制が強化されました」に記載しています。



<フロン排出抑制法>事前確認書の記入方法

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

第一種特定製品事前確認結果説明書

交付年月日 ○○年○月○日
※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)
氏名又は名称 ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 殿
住所 xxx-xxxx ○○県○○市○丁目○-○○

(特定解体工事元請業者)
氏名又は名称 ○○解体株式会社 代表取締役 ○○ ○○
住所 xxx-xxxx ○○県△△市△丁目△-△

責任者氏名： ○○ ○○ 印
電話番号： ○○○ ○○○ ○○○○

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称 ○○ビル解体撤去工事
特定解体工事の場所 ○○県○○市○丁目○-○○

第一種特定製品（フロン類を使用する業務用冷凍空調機器）の有無
あり
フロン類回収済み フロン類未回収
エアコンディショナー 5台 エアコンディショナー 3台
冷蔵機器及び冷凍機器 冷蔵機器及び冷凍機器

- ①書面の交付日
- ②工事発注者（施主）の氏名・住所
- ③工事元請業者の氏名・住所
- ④責任者の氏名・連絡先
- ⑤解体工事の名称・場所
- ⑥業務用冷凍空調機器の有無・台数

様式は、大阪府のホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaiki/furon2/kaitai-furon2.html>

大阪府 フロン 解体

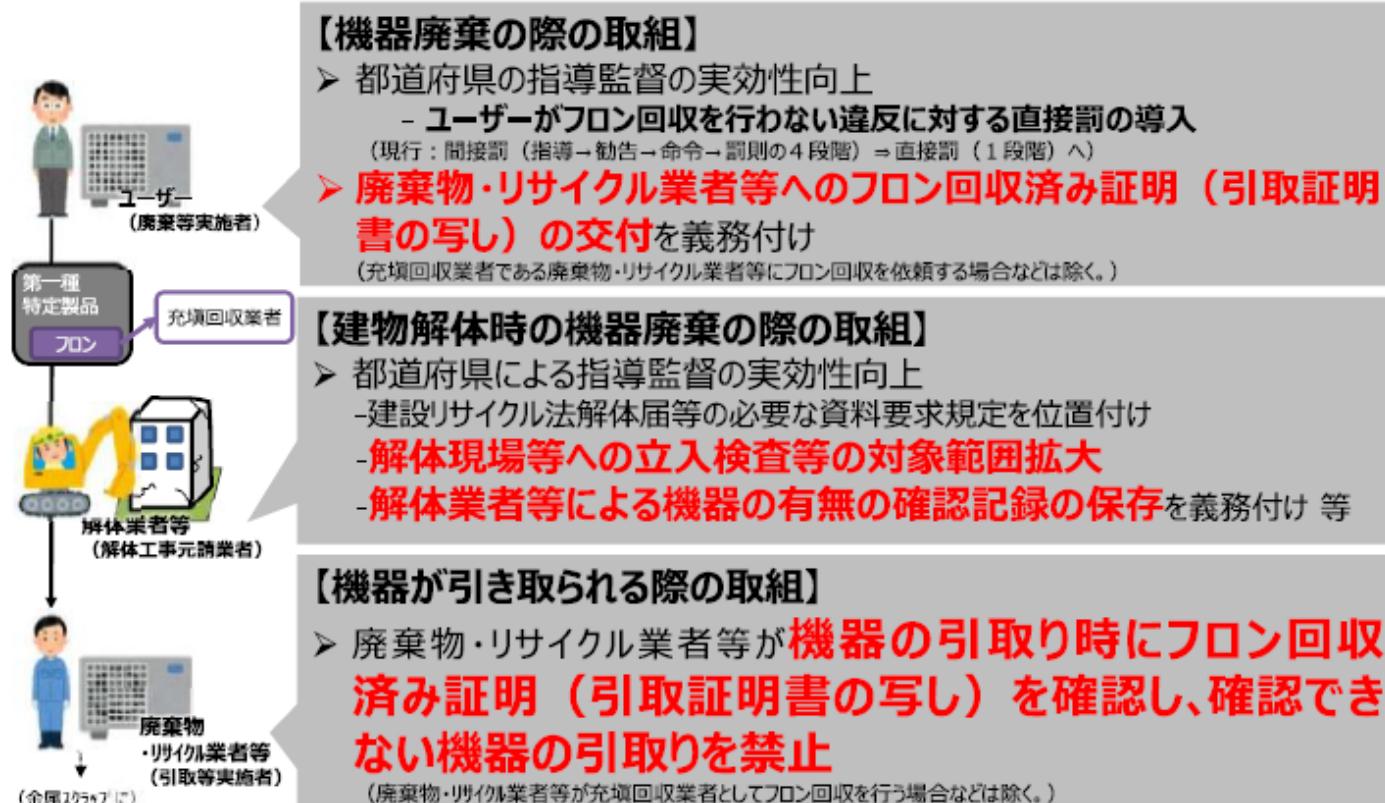


<フロン排出抑制法>2019年の法改正の概要

2019年フロン排出抑制法改正の概要

(参考)

- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。
- 2020年4月1日より施行



出典：環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/earth/furon/gaiyo/sanko.html>) の改正フロン排出抑制法に関する説明会資料（令和元年度版）より抜粋

大阪府のホームページ

●産業廃棄物に関すること

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kurashi/gomi3r/sangyou/index.html>

●建設廃棄物に関すること

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaiki/kenpai/index.html>

●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のしおり(産業廃棄物・排出事業者向け)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/jigyoshoshido/report/shiryo.html#shiori>

●PCB(ポリ塩化ビフェニル)について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/jigyoshoshido/pcb/index.html>

●フロン排出抑制法に関すること

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaiki/furon2/index.html>

環境省のホームページ

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/laws.html>

●低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>

●フロン排出抑制法ポータルサイト

<https://www.env.go.jp/earth/furon/>

ご清聴ありがとうございました